

参考資料8-②

## 献血者健康被害救済制度 (民間保険)関係資料

- 献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン
- 安全で安心な献血の在り方に関する懇談会報告書

薬食発第 0920001 号  
平成 18 年 9 月 20 日

日本赤十字社血液事業本部長 殿

厚生労働省医薬食品局長

### 採血に係る健康被害の補償のための措置について

今般、「採血の業務の管理及び構造設備に関する基準の一部を改正する省令」(平成十八年厚生労働省令第百六十二号)が公布され、本年十月一日から施行されることとなった。

厚生労働省では、平成十六年九月より安全で安心な献血の在り方に関する懇談会を設置し、献血者の健康被害の救済の在り方等について検討を重ねてきたが、今回の省令の制定は、その検討結果を受けて、採血事業者が、採血に係る献血者等に生じた健康被害の補償のために、必要な措置を講じること等を法令上明確に位置づけるために行うものである。献血者等の健康被害の補償は、献血者等が安心して献血できる環境を整備する意味で重要であり、採血事業者においては、この趣旨を踏まえて速やかに体制の整備を行うことが期待される。

については、献血者等の健康被害の補償のために講ずべき措置について、今般、厚生労働省において、別添のとおり「献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン」を策定したので、貴職におかれでは、貴管下各血液センターに対し本ガイドラインの周知を図るとともに、これに基づく補償措置の実施に遺漏なきよう特段の御尽力を賜りたい。

また、本ガイドラインに基づく措置の実施状況については、必要に応じて報告を求めることがあるので、御了知ありたい。

なお、別添写しのとおり、各都道府県知事あて通知した旨、申し添える。

# 献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン

## 第一 趣旨及び目的

採血による献血者等の健康被害は、軽微なものも含めると総献血件数の約1%（5～6万件／年）に発生しており、中には神経損傷や意識喪失に起因する広範な外傷など長期の医療を要する例や重篤な障害を負う例もある。

こうした献血者等の健康被害に伴って生じた医療費等の費用については、従来、採血事業者が民間保険等を利用して支払ってきたが、その運用については、より透明性、公平性を高めるべきであるとの指摘もなされていたところである。

万が一採血によって健康被害を生じた場合、公平性、透明性及び迅速性に配慮した補償の体制が整備されていることは、献血者等が安心して献血に参加できる環境を整える観点から非常に重要である。

このため、採血事業者が献血者等の健康被害の補償のために講ずべき措置についての標準的事項を示すものとして、今般、本ガイドラインを定めるものである。

## 第二 一般的留意事項

採血事業者は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第6条において、献血者等の保護に努めなければならないこととされており、献血者等の健康被害に関しては、被害の発生の予防、再発防止に努めるとともに、実際に発生した被害の対応に当たって中心的な役割を果たすことが期待されている。

献血者等の健康被害の補償を行うに当たっては、採血事業者は、献血者等が善意に基づき無償で一定のリスクを有する行為を行っていることに留意し、誠意をもって対応することが重要である。また、迅速性はもとより、公平性及び透明性を確保することが献血者等の信頼を得る観点から重要であり、補償のための体制整備はこうした点を踏まえて行われることが必要である。

## 第三 補償措置について

採血事業者は、採血によって健康が害された献血者等の補償のため、下記の内容を基本とした補償の体制の整備を行うこととする。その際、健康被害の補償に要する資金を安定的に調達することができるよう、保険の加入等の措置を講じることが望ましい。

## 1 納付の項目及び対象者について

採血による健康被害の補償は、次表の上欄に掲げる納付の項目について、それぞれ次表の下欄に掲げる者になされることを基本とする。

項目	対象者
医療費・医療手当	採血によって生じた健康被害について医療を受ける献血者等
障害給付	採血によって生じた健康被害により一定の障害の状態にある献血者等
死亡給付	採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の遺族
葬祭料	採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の葬祭を行う者

## 2 納付の額等について

健康被害に対する納付の額等は次のとおりとすることを基本とする。

### (1) 医療費

採血によって健康被害を生じた献血者等が病院又は診療所を受診した場合、その医療に要した費用を補填するもの。ただし、当該献血者等が、各種公的医療保険等による給付を受けることができる場合は、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額を限度とすることを原則とする。

### (2) 医療手当

採血によって健康被害を生じた献血者等が病院又は診療所を受診した場合に要する医療費以外の費用を補填するもの。日を単位として支給するものとし、その額は、一日につき 4,480 円、月ごとの上限を 35,800 円とする。

### (3) 障害給付

採血によって生じた健康被害が治癒した場合において、別表に定める程度の身体障害が存する時に、その障害の等級に応じ、(6)に規定する給付基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を給付するもの。

### (4) 死亡給付

採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の遺族に対して

(6)に規定する給付基礎額の千倍に相当する金額を給付するもの。

遺族の範囲は次に掲げるとおりとし、給付を受ける順位は当該各号に掲げる順位による。

一 配偶者

二 子、父母、孫及び祖父母であって、当該死亡者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

三 前二号に掲げる者のほか、当該死亡者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していたもの

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前二号に該当しないもの

#### (5) 葬祭料

葬祭を行うことに伴う出費に着目して、採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の葬祭を行う者に対して給付するもの。その額は、199,000円とする。「葬祭を行う者」は、実際に葬祭を行う者を指し、必ずしも遺族に限定されない。

#### (6) 障害給付及び死亡給付の給付基礎額

(3)及び(4)に掲げる給付基礎額は、8,800円とする。

#### (7) 医療費及び医療手当の給付に係る留意事項

医療費、医療手当の給付を受ける者が、支給開始後三年を経過しても負傷又は疾病が治癒しないときは、その時点の状況を勘案し、引き続き支給を行うか、その後の支給を一括して行うか選択することができる。

### 3 給付決定手続について

採血によって生じた健康被害に対する給付は、これら被害の大半が軽度のものであることを踏まえ、採血事業者が、一定の基準の下に、迅速に対応することを基本とする。このため、原則として、別添1及び2に示す基準及び診断書を活用して採血事業者が迅速に給付を行うことが望ましいが、因果関係、給付の額等の決定について判断が困難な事例については、第三者の意見を聴くことにより、公平性、透明性の確保を図ることが適当である。採血事業者においては、例えば検討会を置くなどにより、自ら公平性、透明性の向上に取り組むことが望ましい。

また、採血事業者は、上記判断困難事例について、第三者の意見を聴くなどをした上で、給付の決定に先立ち、厚生労働省医薬食品局に対し協議することができる。採血事業者から申出があった場合は、同局は医学の専門家等の意見を踏まえて、対象事案について意見を述べることとする。

採血事業者は、支給不支給の決定の際は、献血者等に対し、決定の根拠を適切に説明するとともに、決定の結果に不服がある場合は厚生労働省医薬食品局に対して申し出ることができる旨を併せて説明する。

#### 4 不服への対応について

採血事業者は、献血者等から支給不支給の決定について不服の申出があった場合は、誠実に献血者等の訴えに対応するものとする。

#### 5 損害賠償との調整

採血事業者は、給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けた時は、その価額の限度において、給付を行わないことができる。

採血事業者は、給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。

### 第四 業務の実施体制の整備

#### 1 手順書の作成

採血事業者は、献血者等に健康被害が発生した場合の初期対応及び本ガイドラインに基づく補償措置等について、その内容及び手続に関する手順書を作成し、採血所に備え付けるとともに、献血者等から求めがあった場合は、その内容について、適切に情報提供を行う。また、採血事業者において手順書を作成する際は厚生労働省医薬食品局に対し、協議することとする。

#### 2 記録の保管

採血事業者は、初期対応及び補償措置等に関する記録をその完結の日から五年間、保存することとする。記録の保存を電子的に行う場合には、記録を改ざんできない状態で、かつ、常に書面での記録の確認ができる状態であることが確保されている必要がある。また、補償措置の公平性及び透明性の向上に資するため、必要に応じて過去の類似例を参照することができるよう、検索の容易性の確保を図る。

#### 3 相談・苦情受付体制の整備

採血事業者は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）に定める採血事業者の責務を踏まえ、献血者等に誠実に対応することとする。このため、補償業務を統括する部門を設置するなどして、相談・苦情受付体制の整備に努めることとする。

#### 4 秘密保持

採血事業者は、補償の実施に当たって知り得た個人の秘密の管理を徹底すること。

別表

等級	倍数	身体障害
一級	一、三四〇	一 両眼が失明したもの 二 咀嚼及び言語の機能が失われたもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 両上肢をそれぞれひじ関節以上で失ったもの 六 両上肢が用をなさなくなつたもの 七 両下肢をそれぞれひざ関節以上で失ったもの 八 両下肢が用をなさなくなつたもの
二級	一、一九〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 二 両眼の視力がそれぞれ〇・〇二以下に減じたもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 五 両上肢をそれぞれ手関節以上で失ったもの 六 両下肢をそれぞれ足関節以上で失ったもの
三級	一、〇五〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 二 咀嚼又は言語の機能が失われたもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 五 両手のすべての指を失ったもの
四級	九二〇	一 両眼の視力がそれぞれ〇・〇六以下に減じたもの 二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三 両耳の聴力が全く失われたもの 四 一上肢をひじ関節以上で失ったもの 五 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 六 両手のすべての指が用をなさなくなつたもの 七 両足をリストラン関節以上で失ったもの
五級	七九〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下に減じたもの 二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの

		<p>四 一上肢を手関節以上で失つたもの</p> <p>五 一下肢を足関節以上で失つたもの</p> <p>六 一上肢が用をなさなくなつたもの</p> <p>七 一下肢が用をなさなくなつたもの</p> <p>八 両足のすべての指を失つたもの</p>
六級	六七〇	<p>一 両眼の視力がそれぞれ〇・一以下に減じたもの</p> <p>二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>三 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>四 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>五 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</p> <p>六 一上肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなつたもの</p> <p>七 一下肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなつたもの</p> <p>八 片手のすべての指を失つたもの又はおや指をあわせ片手の四本の指を失つたもの</p>
七級	五六〇	<p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下に減じたもの</p> <p>二 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>三 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>四 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>五 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>六 おや指をあわせ片手の三本の指を失つたもの又はおや指以外の片手の四本の指を失つたもの</p> <p>七 片手のすべての指が用をなさなくなつたもの又はおや指をあわせ片手の四本の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>八 片足をリストラン関節以上で失つたもの</p> <p>九 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>一〇 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>一一 両足のすべての指が用をなさなくなつたもの</p> <p>一二 女子の外貌が著しく醜くなつたもの</p>

		一三 両側の睾丸を失つたもの
八級	四五〇	<p>一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの</p> <p>二 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>三 おや指をあわせ片手の二本の指を失つたもの又はおや指以外の片手の三本の指を失つたもの</p> <p>四 おや指をあわせ片手の三本の指が用をなさなくなつたもの又はおや指以外の片手の四本の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>五 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの</p> <p>六 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節が用をなさなくなつたもの</p> <p>七 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節が用をなさなくなつたもの</p> <p>八 一上肢に偽関節を残すもの</p> <p>九 一下肢に偽関節を残すもの</p> <p>一〇 片足のすべての指を失つたもの</p>
九級	三五〇	<p>一 両眼の視力がそれぞれ〇・六以下に減じたもの</p> <p>二 一眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの</p> <p>三 両眼にそれぞれ半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたにそれぞれ著しい欠損を残すもの</p> <p>五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>八 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じ、他方の耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができる程度に減じたもの</p> <p>九 一方の耳の聴力が全く失われたもの</p> <p>一〇 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>一一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>一二 片手のおや指を失つたもの又はおや指以外の片手の二本の指を失つたもの</p> <p>一三 おや指をあわせ片手の二本の指が用をなさなくなつたもの又はおや指以外の片手の三本の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>一四 第一足指をあわせ片足の二本以上の指を失つたもの</p>

		<p>一五 片足のすべての指が用をなさなくなつたもの</p> <p>一六 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
一〇級	二七〇	<p>一 一眼の視力が〇・一以下に減じたもの</p> <p>二 正面を見た場合に複視の症状を残すもの</p> <p>三 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>四 十四本以上の歯に歯科補綴を加えたもの</p> <p>五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度である程度に減じたもの</p> <p>六 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>七 片手のおや指が用をなさなくなつたもの又はおや指以外の片手の二本の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>八 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの</p> <p>九 片足の第一足指又は他の四本の指を失つたもの</p> <p>一〇 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>一一 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの</p>
一一級	二〇〇	<p>一 両眼の眼球にそれぞれ著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>四 十本以上の歯に歯科補綴を加えたもの</p> <p>五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>六 一方の耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>七 脊柱に変形を残すもの</p> <p>八 片手のひとさし指、なか指又はくすり指を失つたもの</p> <p>九 第一足指をあわせ片足の二本以上の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>一〇 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>
一二級	一四〇	<p>一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 七本以上の歯に歯科補綴を加えたもの</p> <p>四 一方の耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>五 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</p>

		<p>六 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>七 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>八 長管状骨に変形を残すもの</p> <p>九 片手のこ指を失つたもの</p> <p>一〇 片手のひとさし指、なか指又はくすり指が用をなさなくなつたもの</p> <p>一一 片足の第二足指を失つたもの、第二足指をあわせ片足の二本の指を失つたもの又は片足の第三足指以下の三本の指を失つたもの</p> <p>一二 片足の第一足指又は他の四本の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>一三 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>一四 男子の外貌が著しく醜くなつたもの</p> <p>一五 女子の外貌が醜くなつたもの</p>
一三級	九〇	<p>一 一眼の視力が○・六以下に減じたもの</p> <p>二 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの</p> <p>三 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたにそれぞれ一部の欠損又はまつげはげを残すもの</p> <p>五 五本以上の歯に歯科補綴を加えたもの</p> <p>六 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>七 片手のこ指が用をなさなくなつたもの</p> <p>八 片手のおや指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>九 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの</p> <p>一〇 片足の第三足指以下の一本又は二本の指を失つたもの</p> <p>一一 片足の第二足指が用をなさなくなつたもの、第二足指をあわせ片足の二本の指が用をなさなくなつたもの又は片足の第三足指以下の三本の指が用をなさなくなつたもの</p>
一四級	五〇	<p>一 一眼のまぶたの一部に欠損又はまつげはげを残すもの</p> <p>二 三本以上の歯に歯科補綴を加えたもの</p> <p>三 一方の耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>四 上肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>五 下肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>六 片手のおや指以外の指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>七 片手のおや指以外の指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの</p> <p>八 片足の第三足指以下の一本又は二本の指が用をなさなくなつたもの</p> <p>九 局部に神経症状を残すもの</p> <p>一〇 男子の外貌が醜くなつたもの</p>

# 「安全で安心な献血の在り方に関する懇談会」報告書【概要】

## はじめに

安全で安心な献血の在り方に関する懇談会は、献血に伴う健康被害の予防対策の充実や献血後の健康被害の救済の在り方等について議論を重ねてきたところであるが、今般、懇談会のメンバー間で合意に至った内容を報告書として取りまとめた。

## 1 献血者の健康被害及びその対応の現状並びに課題

平成16年度は約541万件の献血が行われ、何らかの健康被害が生じたものが56,571件となっている。そのうち、医療費等を要する程度であったものが802件であるが、多くは軽度の症状に止まっている。

献血者の健康被害の発生に伴い要した費用（医療費、交通費等）については、採血事業者（日本赤十字社）が賠償責任保険の保険金や自社の内規に基づく見舞金を充当してきたが、見舞金の運用は血液センターごとの判断に委ねられる部分があり、その公平性及び透明性の向上を図る必要がある。

## 2 新たな救済制度の考え方

### (1) 献血者の健康被害救済制度の方向性

新たな救済制度は、公平性、透明性及び迅速性のバランスに配慮したものとすることが必要である。

### (2) 国の関与

軽症な事例については国の定める基準の下に事業者が適切に対応し、長期や重症の事例は救済措置の透明性・公平性を確保するため、必要に応じて国が意見を述べるなどの形が考えられる。

## 3 献血者の健康被害の救済に関する関係者の責務

### (1) 採血事業者

採血事業者は社会的責任を負っており、新たな救済制度は、採血事業者を中心として構築すべきである。

### (2) 国

国は、新たな救済制度が適切かつ円滑に運営されるよう、採血事業者が準拠する基準の作成、救済措置の実施状況の確認等の役割を果たす必要がある。

## 4 救済の対象者

献血者の健康被害の救済制度の対象となる者は、採血事業者等の無過失あるいは過失が明らかでない場合における健康被害を受けた者とすべきである。

## 5 救済給付の仕組み

### (軽症者)

- 救済の迅速性を最大限重視する観点から、採血事業者が、厚生労働大臣が策定する指針に従い定めることとされる基準により、医療費・交通費等を支給することとすることが適當である。

### (長期・重症者)

- 採血事業者が医療費・交通費等のほか、別途、一定の給付を行うこととする必要である。
- 救済の公平性及び透明性をより重視し、献血者の請求に基づいて、判定を経た上で給付を行うことが適當である。ただし、判定については、採血行為と生じた健康被害との因果関係や後遺症の程度の判断において医学的判断を必要とするものなど判断が困難な事案に限定することが適當である。

## 6 判定の在り方

- 特に問題となる長期・重症者に係る因果関係、後遺障害の程度の判定については、医薬品等の副作用給付制度と同様に、厚生労働大臣が判定することとすべきである。

## 7 救済給付の内容

- 採血事業者等の無過失あるいは過失が明らかでない場合の救済は、一定額を限度とした給付とすることが適當である。また、長期・重症者については、医薬品等の副作用救済制度の考え方を基本に対応することが適當である。

## 8 費用負担

- 救済の給付に係る経費については、採血事業者の負担とすべきである。

## 9 苦情等への対応

- 救済措置に関して不服がある者は、厚生労働大臣に対し、解決のため必要な対応を求めることができるようにすることが適當と考える。

## おわりに

- 必ずしも法律上の制度とはせず、国の適切な関与の下で、新たな制度を設けることにより、献血者の健康被害の救済を行うこととすることが適當である。
- 実施は遅くとも平成18年度中を目途とし、今後、可及的速やかに準備を行うべきである。

# 報 告 書

平成 17 年 12 月 6 日

安全で安心な献血の在り方に関する懇談会

# 安全で安心な献血の在り方に関する懇談会

## 委員名簿

1. 宇都木 伸 (うつぎ しん)  
東海大学法科大学院実務法学研究科教授
2. 大平 勝美 (おおひら かつみ)  
はばたき福祉事業団理事長
3. 加藤 恒生 (かとう つねお)  
日本赤十字社血液事業本部経営会議委員
4. 神谷 忠 (かみや ただし)  
愛知県赤十字血液センター所長
5. 佐藤 雄一郎 (さとう ゆういちろう)  
横浜市立大学医学部助手 (生命病態法科学)
6. 清水 勝 (しみず まさる)  
杏林大学医学部客員教授 (臨床検査医学)
7. 高野 正義 (たかの まさよし)  
(財) 血液製剤調査機構 専務理事
8. 竹井 直樹 (たけい なおき)  
(社) 日本損害保険協会 業務企画部長
9. 中村 雅美 (なかむら まさみ)  
日本経済新聞社編集委員
10. 半田 誠 (はんだ まこと)  
慶應義塾大学医学部助教授 輸血・細胞療法部長
11. 三星 勲 (みつぼし いさお)  
献血推進全国協議会会長
12. 宮本 誠二 (みやもと せいじ)  
(社) 日本血液製剤協会血液事業検討会委員長
13. 山川 一陽 (やまかわ かずひろ)  
日本大学法学部教授
14. 吉田 元治 (よしだ もとはる)  
日本赤十字社血液事業本部副本部長

(50音順、敬称略)

# 安全で安心な献血の在り方に関する懇談会報告書

## はじめに

---

安全で安心な献血の在り方に関する懇談会（以下「懇談会」という。）は、献血後の健康被害の救済の在り方等について検討を行うため、平成16年9月から7回にわたって開催され、関係者からのヒアリングも行いつつ、精力的に議論を重ねてきた。

献血者の健康被害に関して検討すべき論点は多岐にわたるが、懇談会としては、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）附則において、「政府は、（中略）採血事業者の採血により献血者に生じた健康被害の救済の在り方について、速やかに、検討を加え、その結果に基づいて法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定されていることを踏まえ、主に、新たな救済制度の基本となる考え方や制度の大枠について議論を行ってきたところである。

今般、これまでの議論及び検討結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

## 1 献血者の健康被害及びその対応の現状並びに課題

---

### （1）現状

平成16年度において、約541万件の献血が行われているが、何らかの健康被害が生じたものが56,571件となっている。そのうち、その症状が医療費等を要する程度であったものが802件となっているが、その多くは軽い気分不良やめまいなど軽度の症状に止まっている。

症例別に詳しくみれば、献血者の健康被害として最も多数を占めているのはVVR（血管迷走神経反応。以下単に「VVR」という。）で被害件数全体の約70%に当たるが、医療費等を要した802件に限れば、神経損傷が約29%、VVRあるいはそれに伴う転倒が約27%、皮下出血が約17%となっている。

また、入通院別においては、当該 802 件中、入通院なし 16 件、通院のみ 780 件、入院のみ 2 件、入通院 4 件となっている（別紙 2 参照）。

これら献血者の健康被害の発生に伴い要した費用（医療費、交通費等）については、これまで採血事業者（日本赤十字社。以下単に「採血事業者」という。）が加入する賠償責任保険により給付が行われているほか、同様に採血事業者が独自に定めた献血者事故見舞金贈呈内規に基づき、見舞金として支払いが行われている（802 件中、賠償責任保険により給付が行われたものは 462 件となっているが、併せて見舞金を支給したものがある。）。

## （2）課題

現在、これらの献血者の健康被害に対しては、上記（1）のとおり、採血事業者が加入する賠償責任保険により給付がなされているほか、見舞金の支払いがなされている。特に見舞金支払いの運用は血液センターごとの判断に委ねられる部分があり、見舞金額や処理期間等の点で必ずしも統一性が確保されておらず、その公平性及び透明性の向上を図る必要がある。

また、特に長期・重症者（長期の治療を要する者又は重篤な健康被害が生じたものをいう。以下同じ。）に対する対応については、その明確な基準が存在せず、採血事業者の自主的対応に委ねている現状では、今後、十分な救済がなされない可能性がある。

## 2 新たな救済制度の考え方

---

### （1）献血者の健康被害と救済の必要性

現行の民事責任の範囲内で取扱うこととした場合、損害賠償の前提となる採血事業者の故意又は過失や採血行為と健康被害の因果関係は必ずしも明らかではないことから、健康被害を負った献血者を不安定な立場に置くこととなり、献血者の善意・無償の精神に報いがたく、公平性、透明性及び迅速性に配慮した救済制度とすることが必要である。

また、今後、少子高齢化に伴い、献血者の安定的な確保が徐々に困難になると予想される中、献血者が安心して献血できる環境を整備する意味で、献

血構造改革の一環として、献血者の健康被害の救済制度を充実させることが必要である(別紙5参照)。

## (2) 国の関与

献血者の健康被害を救済するための新たな枠組みを設けるに当たっては、採血事業者の責任と国の関与の在り方を明確にする必要がある。

新たな救済制度については、個別事例の態様に応じて、公平性及び透明性と迅速性とのバランスが保たれるような仕組みとすべきである。

すなわち、ほとんど大部分の軽症かつ定型的な事例については、迅速性を優先し、国が関与した一定の基準の下に、採血事業者が適切に対応するようすべきである。

一方、件数は少ないが長期・重症かつ判定困難な事例については、厚生労働大臣が判定を行うなどして、公平かつ透明な救済が行われることを確保すべきである。

また、献血者が当該救済措置に関して承服しがたい場合には、厚生労働大臣に解決のため必要な対応を求める求められるようにすべきと考える。

## 3 献血者の健康被害の救済に関する関係者の責務

---

### (1) 採血事業者

採血事業者は、直接採血行為を実施する立場にあり、健康被害の対応に当たっても中心的な役割を果たすべき社会的責任を担っている。また、現に、採血事業者は救済の措置を実施していることからも、新たな救済制度は、採血事業者を中心として構築すべきである。

また、採血事業者は、採血時の問診や職員に対する教育訓練の徹底、長期・重症者に係る事案の検証等を行うとともに、健康被害防止のための研究等を行うこと等により、献血による健康被害の発生の予防、再発防止に努めるべきである。

### (2) 国

国は、新たな救済制度が適切かつ円滑に運営されることを確保するため、

採血事業者が準拠する基準の作成、救済措置の実施状況の確認及び健康被害防止にかかる助言・指導等の役割を果たす必要がある。

#### 4 救済の対象者

---

血液事業が、国民の生命や健康を守るために無くてはならないものであるとともに、善意・無償の供血者、すなわち献血者の協力によって支えられていることを前提に、救済の対象者を考えるべきである。

そのため、献血者の健康被害の救済制度の対象となる者は、採血事業者等（採血事業者その他の採血業に携わる関係者をいう。以下同じ。）の無過失あるいは過失が明らかでない場合における健康被害を受けた者とすべきである。なお、救済制度に基づく給付が行われた後、民事上の手続において採血事業者等の損害賠償責任が明らかになった場合には、その段階で採血事業者の内部又は採血事業者とそれ以外の関係者との間で賠償費用と救済措置に基づく費用の調整を行うことになるものと考える。

#### 5 救済給付の仕組み

---

##### （1）救済における公平性、透明性及び迅速性の確保

献血者に健康被害が生じた場合は、採血事業者が、一定の基準の下に、公平、透明かつ迅速な対応を行うこととすべきである。

##### （2）軽症者及び長期・重症者の区分

献血者の健康被害の多くは軽い気分不良やめまいなど軽度の症状に止まっているが、まれに長期の治療を要する事例や障害が残るような重篤な事例もあることから、新たな救済制度においては、軽症者及び長期・重症者に区分して取り扱うことが考えられる。

###### ア 軽症者

健康被害のうち、VVTRのような採血直後の一時的な気分不良や皮下出血は、時間経過とともに改善するものであり、通院あるいは入院したとしても比較的短期間で回復している。

これらの軽症者については、救済の迅速性を最大限重視する観点から、採血事業者が、厚生労働大臣が策定する指針に従い定めることとされる基準により、医療費・交通費等を支給することが適当である。

また、軽症者に係る救済の実施状況は、採血事業者から厚生労働大臣に提出される事業報告書の確認等によって担保することが必要である。

#### イ 長期・重症者

上記アの軽症者と異なり、症例数は少ないものの、神経損傷やR S D（反射性交感神経性萎縮症。以下単に「R S D」という。）等は治癒するまで長期間を要することもあり、また、場合によっては後遺症が残ることも考えられることから、長期・重症者については、上記アの軽症者と同様に医療費・交通費等を支給するほか、別途、一定の給付を行うことが必要である。

この場合、救済の公平性及び透明性をより重視し、献血者の請求に基づいて、判定を経た上で給付を行うことが適当である。ただし、判定については、採血行為と生じた健康被害との因果関係や後遺障害の程度の判断において医学的判断を必要とするものなど判断が困難な事案に限定することが適当である。具体的には、遅発性V V Rが疑われる事例など採血後相当期間経過後に症状が発現したものや、R S Dにより日常生活を送る上で一定程度の支障が生じている事例などが想定される。

### 6 判定の在り方

---

特に問題となる長期・重症者に係る因果関係、後遺障害の程度の判定については、医薬品副作用被害救済制度と同様に、厚生労働大臣が判定することとすることが適当と考える。

また、その判定に当たっては、医学等の専門知識を有する学識経験者からなる、例えば、厚生労働省内の判定会の意見を聞くこととすることが考えられる。

### 7 救済給付の内容

---

採血事業者等の無過失あるいは過失が明らかでない場合の救済は、民事上の手続による損害賠償のような、損害の完全な補填ではなく、一定額を限度とした給付とすることが適當である。

特に、長期・重症者については、医薬品副作用被害救済制度の考え方を基本に対応することが適當である。

## 8 費用負担

---

救済の給付に係る経費については、関係者の責務や血液製剤の使用により便益を受けた者に広く薄く分散していくという観点を踏まえ、採血事業者の負担とすべきである。

## 9 苦情等への対応

---

救済措置に関して不服がある者は、厚生労働大臣に対し、解決のため必要な対応を求めることができるようになることが適當と考える。

## おわりに

---

次のことから、必ずしも法律上の制度とはせず、国の適切な関与の下で、新たな制度を設けることにより、献血者の健康被害の救済を行うことすることが適當である。

- (1) 課題は、ほとんど大部分の軽症者への迅速な救済とそれ以外の比較的長期・重症者への公平性及び透明性に重点を置いた救済の確保であると考えられる。特に後者については、国による、採血事業者が準拠する基準の策定、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）体系に基づく必要な監督（業務規程の認可、事業計画及び事業報告書の提出とその確認等）により、制度の適正な運用を担保し得ること。
- (2) 現在、採血事業者として許可されているのは、日本赤十字社のみであり、医薬品の副作用被害救済制度のように、製薬企業の共同事業として法律

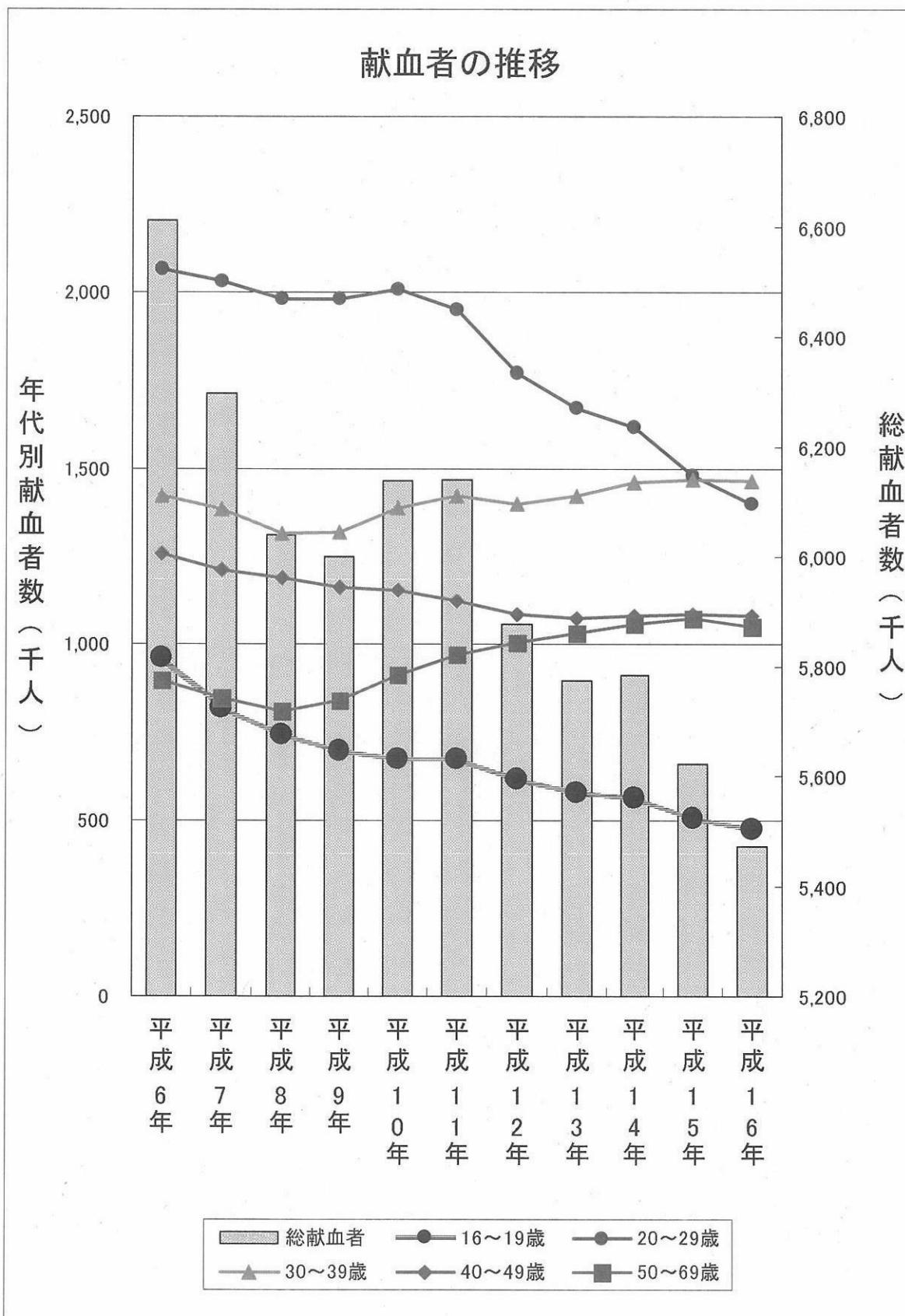
上位置付け、救済を行わなければならないものではないこと。

- (3) 献血者の健康被害の救済制度については、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）附則の規定では、「政府は、採血事業者の採血により献血者に生じた健康被害の救済の在り方について、速やかに、検討を加え、その結果に基づいて法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。」とされ、必ずしも法律上の制度として構築することまで求めているものではないと考えられること。

献血者の健康被害の救済制度は、献血者の善意・無償の精神に報いるため、公平性、透明性及び迅速性に配慮したものとし、また、献血者が安心して献血できる環境を整備する意味で献血構造改革の一環として構築するものであることから、実施は遅くとも平成18年度中を目途とし、今後、可及的速やかに準備を行うべきである。

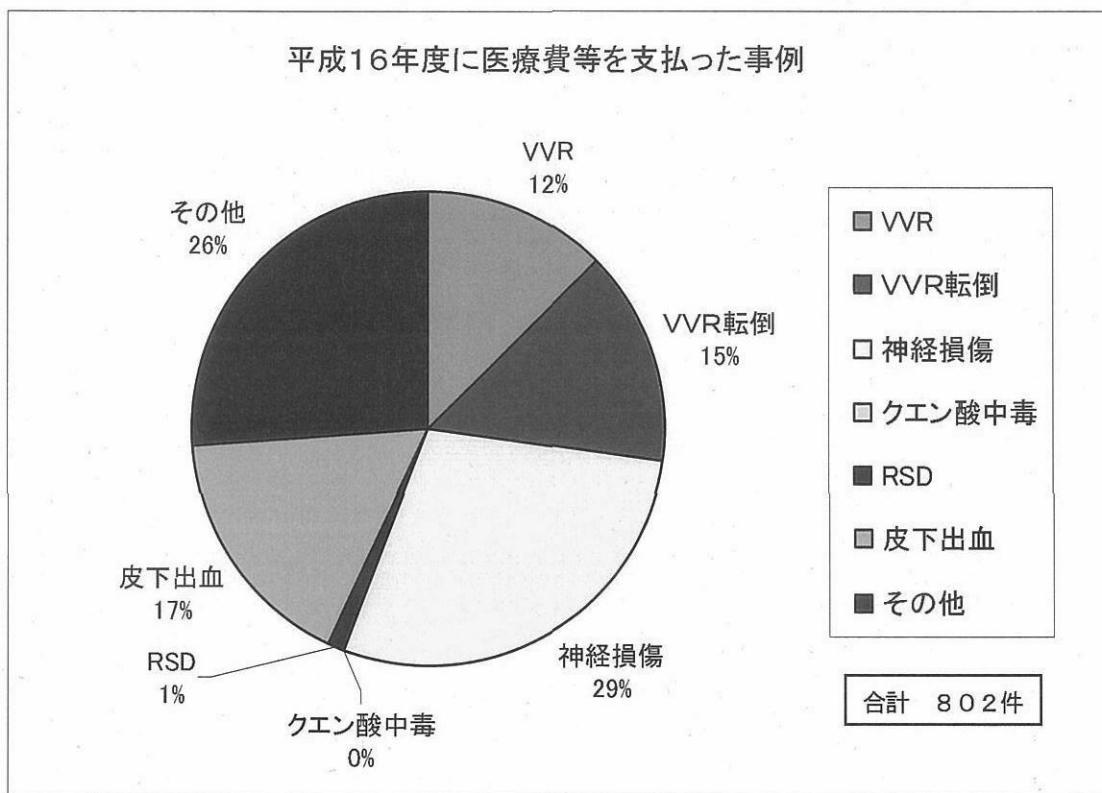
少なくとも、当面、献血者の健康被害の救済制度は、採血事業者における、献血による採血に伴う事業として位置付けた上、国の適切な関与の下、例えば、省令・通知等により、厚生労働大臣が救済制度の基本となる方針を策定するなどして、発足、運用させることが適當であると考える。なお、法律上の制度とするかどうかについては、健康被害の動向、国の関与の下での制度の実施状況、諸外国における救済制度の状況等を踏まえた上で、検討していくことが適當である。

また、献血者の健康被害については、まず何よりも予防が重要であることから、献血者の健康被害の発生状況の現認、重大な健康被害への初期対応や再発防止対策、献血前の情報提供の在り方等については、国を含め関係者において、絶えず検証・検討が行われることを期待したい。



## 献血者の健康被害の発生状況

- 医療費・交通費等の給付には至らないが、何らかの症状が現れる事例は、平成16年度56,571件。(採血件数の約0.95%)
- 献血者の健康被害に対し、医療費・交通費等を支出した事例は、平成16年度802件。(採血件数の約0.01%)



[ 802件中、通院のみ780件、入院のみ2件、入通院4件、入通院なし16件 ]

## 【 VVR (血管迷走神経反応) 】

症状としては、気分不良、めまい、さらに意識喪失、けいれんに至ることもある。採血開始後5分以内に発生することが最も多いが、採血後に採血場所以外で発生することもある。献血者の健康被害として、最も発生頻度が高い(全体の70%)。

## 【 RSD (反射性交感神経性萎縮症) 】

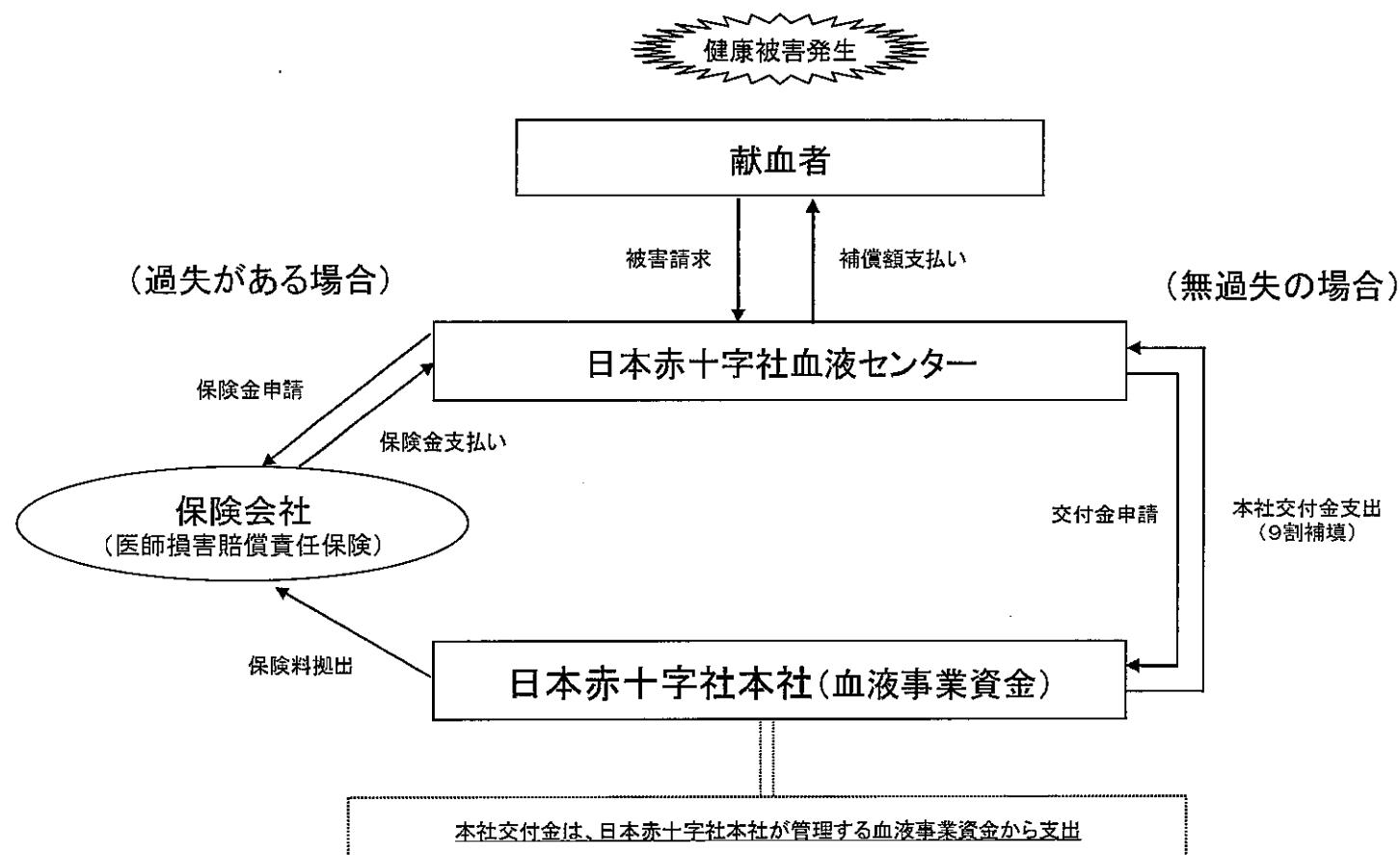
採血針による外傷後に、持続性の疼痛等を伴い、筋肉等の萎縮をもたらす難治性の疼痛症候群。一般には、やや日数を経て穿刺による傷が治癒したと思われる頃から発症することが多い。

## 献血者の健康被害の態様別発生件数と入通院日数の状況(平成16年度)

		健康被害の態様							合計
通院日数	VVR	VVR転倒	神経損傷	クエン酸中毒	RSD	皮下出血	その他	(1)	
	1日	74	73	94	0	1	85		138
	2日	8	15	34	0	0	23		37
	3日	4	10	16	0	0	9		8
	4日	2	4	20	0	0	6		10
	5日	0	4	13	0	0	4		1
	6日～10日	1	7	26	0	1	2		8
	11日～30日	0	6	17	0	2	4		3
	31日以上	0	0	7	0	5	0		2
	合計	89	119	227	0	9	133		207
入院日数	1日	1	2	0	0	0	0	1	(2)
	2日	0	0	0	0	0	0	1	
	3日	0	1	0	0	0	0	0	
	4日	0	0	0	0	0	0	0	
	5日	0	0	0	0	0	0	0	
	6日～10日	0	0	0	0	0	0	0	
	11日～30日	0	0	0	0	0	0	0	
	31日以上	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	1	3	0	0	0	0	2	
	入・通院件数合計	90	122	227	0	9	133	209	
(重複)※	0	3	0	0	0	0	1	4	(3)
入通院なし	10	0	2	0	0	3	1	16	
医療費等支払件数合計	100	122	229	0	9	136	210	806	{(1)+(2)+(4)}-(3)
					医療費等支払事例実件数		802		

※ 入院、通院の双方を要した件数を示す。

## 献血者の健康被害補償の費用について(現行:H16.9現在)



## 献血構造改革の重点事項について

平成17年5月

### **1 献血構造改革の方向性**

- (1) 血液の消費に占める高齢者の割合が今後増大することから、供給において若年者層が安定的に需要を持続的に支えていく持続可能な血液の需給体制を構築していくこと。
- (2) 需給の安定及び安全性の向上の観点から、複数回の献血者を確保していく需給体制を構築していくこと。

### **2 構造改革の目標**

献血について、単に広く呼びかけるだけではなく、目標を定めて組織的な献血促進体制に切り替えていく（5年程度の達成目標）。

- (1) 若年層の献血者数の増加
  - ・10代、20代を献血者全体の40%まで上昇させる。(現状35%)
- (2) 安定的な集団献血の確保
  - ・集団献血等に協力する企業数を倍増する。(現状23, 890社)
- (3) 複数回献血者の増加
  - ・複数回献血者を献血者全体の35%まで上昇させる。(現状27%)

### **3 若年層の献血者対策**

従来からのライオンズクラブ等の献血ボランティアの御協力に加え、組織的に若年者の献血体験の促進及び献血インセンティブの向上を目指す。

- (1) 全国の若年者献血ボランティア組織、青少年のボランティア組織等との組織的な連携を構築し、献血の推進及び将来の献血者に対する普及啓発を積極的に行う。
- (2) 若年者に受け入れられる献血キャラクターの開発及び媒体を活用した普及を図る。
- (3) 若年者の献血体験の推進

### **4 企業献血及び企業との連携**

企業献血の推進を図る。

- (1) 献血協賛企業の検討
- (2) 企業の集団献血の推進

### **5 複数回献血対策**

複数回献血者の組織化及びサービス向上を図る。

- (1) 登録献血者の血液不足時の組織的呼びかけ体制の構築
- (2) 複数回献血者向け健康管理に係る付加価値情報の提供

### **6 キャンペーン等**

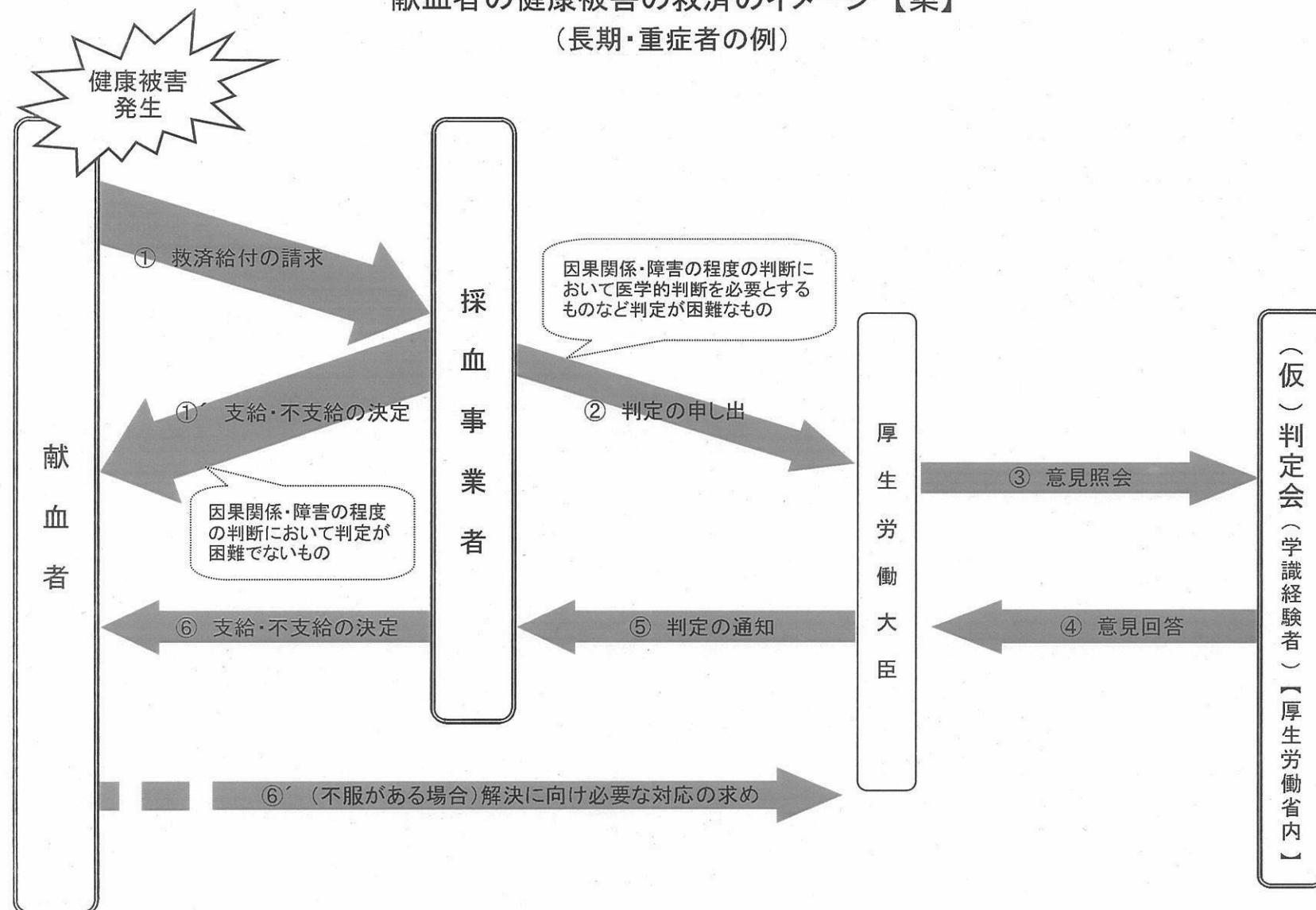
血液の不足する秋口、年末から新年、新旧年度の変わり目等に定期的な献血推進キャンペーンを実施。

### **7 献血者の健康被害に対する救済（追加）**

(参考1)

## 献血者の健康被害の救済のイメージ【案】

(長期・重症者の例)



安全で安心な献血の在り方に関する懇談会  
開催状況

第1回 平成16年 9月22日

第2回 平成16年11月26日

第3回 平成17年 3月29日

第4回 平成17年 6月 3日

第5回 平成17年 8月 9日

第6回 平成17年11月 2日

第7回 平成17年12月 5日